

1 業務名

関東地方知事会二拠点居住等研究部会運営支援業務

2 業務目的

近年、二拠点居住等の実践者が増加し、その定義が改正広域的地域活性化基盤整備法により明確化されるなど、国主導による二拠点居住促進の機運醸成も進んでいる。一方で、実践者の実態を把握することが難しい現状がある。

そこで、更なる二拠点居住の推進を図るため、1都9県で構成する関東地方知事会（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）に令和3年度に設置された「関東地方知事会二拠点居住等研究部会」（以下、「研究部会」という）の枠組みを活用し、研究部会設置当時の成果※を踏まえ、その後の変化や事例の把握に加え、実践者の好事例や企業の先進的な取組、行政の支援施策を「近県モデル」として共有し、新たな課題を考察していくこととし、各都県を構成員とする研究部会を開催する。

※令和3年度、山梨県が座長となり、二拠点居住等の推進における課題とその対策について報告書を作成し、関東地方知事会へ提言している。

3 業務実施期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

4 業務内容

（1）二拠点居住に係る自治体へのアンケート調査を踏まえた課題等の分析

県企画振興部地域振興課信州暮らし推進係が対象都県に対して、二拠点居住に関するアンケート調査を実施する。受託者は、この取りまとめ結果から現状や課題の分析を行う。

（2）ヒアリングによる実態調査

（1）により収集した情報を元に、必要に応じて自治体への追加調査を行うとともに、実践者の好事例や企業の先進的な取組について10件程度のヒアリングを実施し、二拠点居住等の事例の収集を通じた実態把握と新たな課題の洗い出しを行う。

追加調査やヒアリングについては、オンラインも可能とするが、可能な限り実地によるものを推奨する。

（3）報告書の作成

（1）（2）の調査・ヒアリング結果を整理・分析した報告書を作成する。

報告書は、PowerPoint10枚程度を想定し、二拠点居住の現状・課題の分析結果、好事例の紹介、今後の推進に当たっての方向性を盛り込むこととする。

（4）会議の資料作成

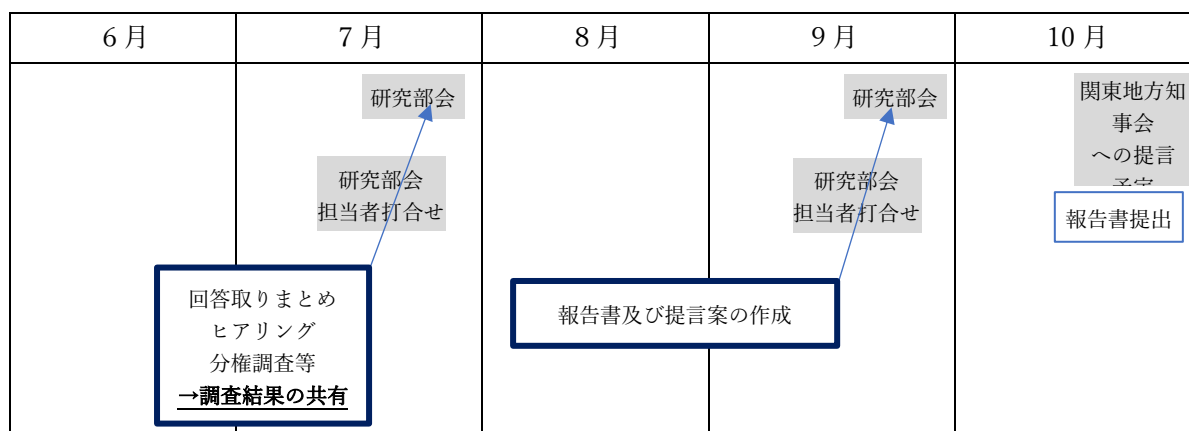
以下スケジュールのとおり、7月末、及び9月末に開催を予定している研究部会及び、その

前に開催する担当者打合せにおいて提出する調査に関する以下の資料を作成する。

ア 7月末の研究部会及び担当者打合せ：アンケート調査、ヒアリングの結果の概要

イ 9月末の研究部会及び担当者打合せ：報告書案、提言案

また、上記会議（オンライン開催）への出席をする。



（５）研究部会の運営支援

上記研究部会に出席し、会議の運営を補助するとともに、議事録の作成等を行う。

（６）提言書案の作成

上記研究部会における協議内容及び、調査に基づく報告書を踏まえ、今後の二地域居住促進を目指し、必要な施策等について国に提言するための提言書案を作成する。なお、提言書案の作成については、特に委託者との綿密な調整を要する。

（７）打ち合わせ

（１）から（６）までの各種業務を円滑に進めるため、概ね週１回程度、地域振興課信州暮らし推進係と打ち合わせを行う（オンライン可）

５ 成果品の提出

（１）成果品の内容及び形式等

４（３）～（６）に示す資料については、電子データで提出することとする。

（２）提出先

長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁 1 階

長野県企画振興部地域暮らし推進係

（３）提出期限

４（３）、（４）、（６）については、資料を示す会議の１週間前までとする。なお、会議の日程については、その都度、委託者から示す。

４（５）については、会議後１週間以内とする。

６ 業務実施体制

受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、県企画振興部地域振興課信州暮らし推進係との連絡調整を行うこと。

7 その他

- (1) 当該仕様書に記載していない事項等については、委託者と受託者が協議して決定する。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- (3) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- (4) 協議を要する事項や提案事項等がある場合には随時委託者に報告し、必要に応じ面談等により打合せを行うとともに、その結果を委託業務に反映させること。
- (5) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。これは受託期間終了後においても同様とする。